

町有林の伐採計画について

1. 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割を考慮し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

2. 森林の伐採に関する方針

- ・伐採する場合は、必ず更新（伐採跡地に植付を行う）を実施する。
- ・森林の有する公的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、標準伐期齢以上の森林を対象とする。

■樹種別の立木の標準伐期齢（人工林）

樹種	標準伐期齢（年）
カラマツ	30
トドマツ	40
エゾ松・アカエゾマツ	60
その他針葉樹	40

3. 伐採目的

- ・標準伐期齢を超える森林であり、森林の有する公的機能の発揮と森林生産力維持増進を考慮した結果、伐採し更新を行う時期であると判断したため
- ・特に、林班 39-2、39-22、42-3 では、病虫害による立ち枯れ等が発生し、倒木の恐れがあるため

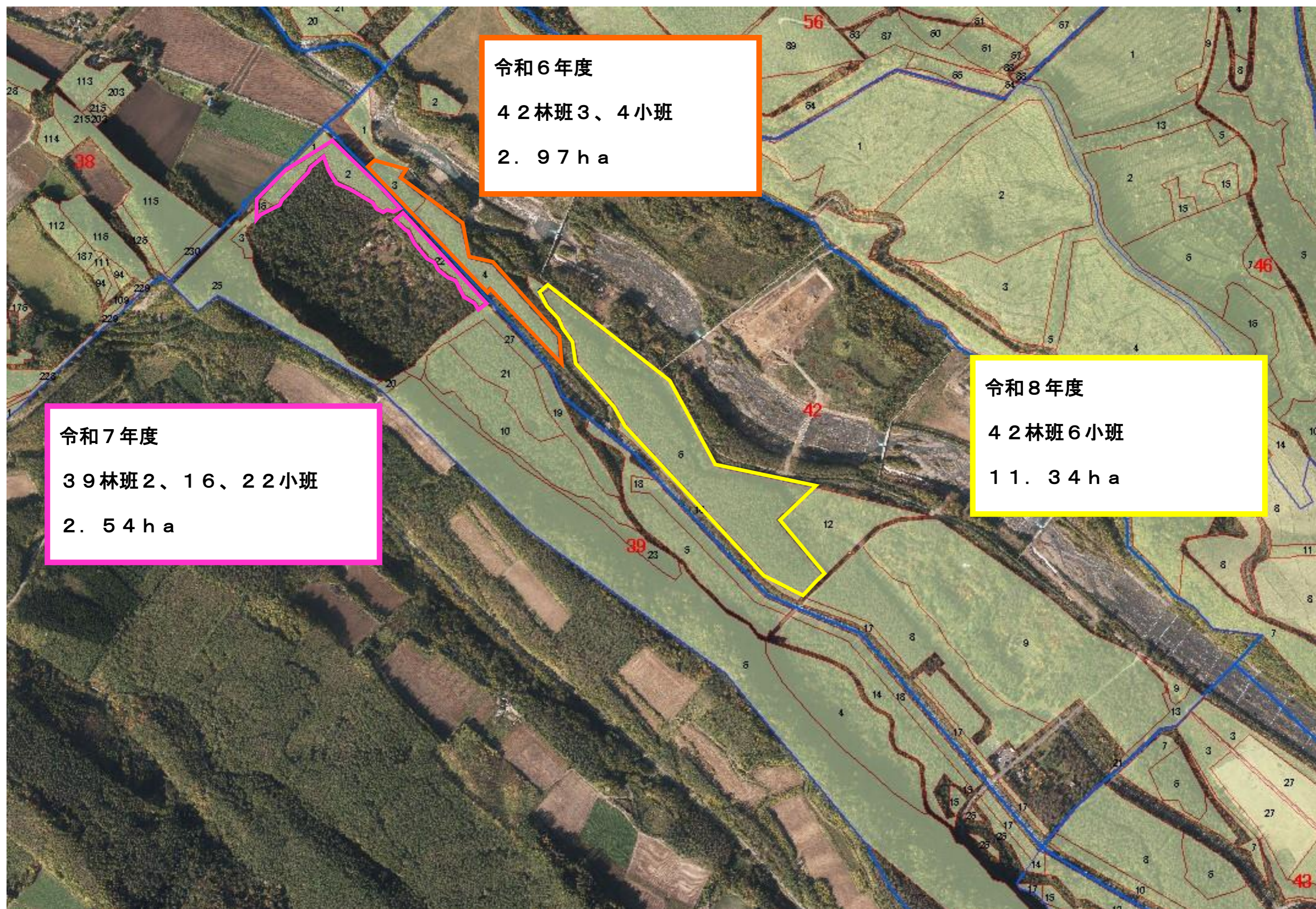
4. 伐採対象森林および伐採予定年度

伐採予定年度	林班	小班	面積（ha）	樹種	林齢（年）
令和6年度 2.97ha	42	3	0.72	トドマツ	56
	42	4	2.25	カラマツ	69

伐採予定年度	林班	小班	面積（ha）	樹種	林齢（年）
令和7年度 2.54ha	39	2	1.67	カラマツ	69
	39	16	0.08	カラマツ	69
	39	22	0.79	カラマツ	69

伐採予定年度	林班	小班	面積（ha）	樹種	林齢（年）
令和8年度以降 11.34ha	42	6	11.34	カラマツ	72

R6～R8 町有林伐採計画図（景観審議会審議対象）



令和6年度
42林班3、4小班
2.97ha

令和8年度
42林班6小班
11.34ha

令和7年度
39林班2、16、22小班
2.54ha